

## 違反者講習

道路交通法第108条の2第1項13号に掲げる講習（違反者講習）を実施します。

講習該当者	<p>交通違反等の基礎点数3点以下の違反行為により、その累積点数が6点になった方</p> <p>ただし、過去3年以内に取消・拒否・停止処分の前歴がある方や、以前に違反者講習、取消・拒否・停止処分の対象になり、その理由となる違反行為が過去3年以内にある方等は受講できません。</p>
講習の通知	公安委員会から「違反者講習通知書」が郵送されます。
受講期間	<p>通知書を受け取った翌日から1か月以内に限り、講習を受けることができます。</p> <p>ただし、この期間中、やむを得ない理由（海外旅行、災害等）がある場合はその期間を除きます。</p> <p>（例）海外旅行の場合</p> <div style="text-align: center;"> <p style="text-align: center;">受講期間 1か月</p> <p style="text-align: center;">10日間受講可</p> <p style="text-align: center;">(10日間)      海外旅行 15日間 (5日間)</p> </div> <p>※ 帰国後、10日の期間内に受講できます。 この場合、パスポートを海外旅行証明として確認させていただきます。</p>
講習日	<p>違反者講習通知書に、「受講の日」が指定されています。</p> <p>原則として指定の日の受講となります。変更の必要な方は事務局（運転免許センター講習係）に事前に連絡してください。</p> <p>講習は月曜日と水曜日のみ行います。（祝日、年末年始の休日は除く。）</p>
講習区分	<p>◆社会参加活動</p> <p>① 事前の社会参加活動を選択する場合は、通知書が到着後、住所地を管轄する警察署の交通課に直接又は電話により申込みし、日時、場所、内容、要領等について指示を受けてください。</p> <p>② 当日の社会参加活動を選択する場合は、指示された講習日の座学等を終了後に、運転免許センター付近において実施することになります。</p> <p>③ 社会参加活動は、街頭において交通安全腕章を着用し、黄色旗を所持して実施することになりますので、活動に適した服装にしてください。</p> <p>◆実車コース</p> <p>実車による講習については、座学等を終了後に、運転免許センターのコースにおいて、実車による指導を実施します。</p>

	<p>社会参加活動又は実車コースのいずれかを選択してもらいます。 (通知書同封のはがきにより回答します。)</p>
講習の内容	<p>◆交通安全知識に関する座学、運転適性検査等（3時間30分） 安全運転の心構え、運転者の社会的立場、運転適性の診断と指導等の講習を行います。</p> <p>◆社会参加活動（2時間30分） 学校、保育所、幼稚園周辺の通学（園）路における児童、園児に対する保護誘導活動や主要交差点における子供、高齢者等に対する保護誘導活動や交通安全啓発活動を行います。</p> <p>◆実車指導（2時間30分） 実車による指導を実施します。</p>
受講の場所	<p>◆社会参加活動（事前）を選択した方 受講対象者の住所地を管轄する警察署管内での活動になりますので、最寄りの警察署交通課に申込み、運転免許センターで実施される座学の指定日までに終了してください。（体験後、「違反者講習通知書」に確認証明を受けて、指定日に持参してください。）</p> <p>◆社会参加活動（当日）を選択した方 指定日に運転免許センターで行います。</p> <p>◆実車等運転検査を選択した方 指定日に運転免許センターで行います。</p> <p>◆座学 指定日に運転免許センターで行います。</p>
講習手数料	<p>◆社会参加活動（事前及び当日） 10,350 円（通知手数料 1,000 円を含む）</p> <p>◆実車コース 13,900 円（通知手数料 1,000 円を含む）</p> <p>講習手数料等は、いずれも指定された講習日の受付時に納付することになります。</p>
講習の効果	<p>◆講習を受講した場合 行政処分は課せられず、講習の対象となった点数は、以後の違反に累積されません。</p> <p>◆講習を受講しなかった場合 30日の免許停止処分となり、短縮のための講習は受けられません。</p>

## お問い合わせは

運転免許センター講習係

電 話 018-863-1111

内線 735-243・244

所 在 地 〒010-1606

秋田市新屋寿町5-1

受付時間 月曜～金曜 8時30分～12時00分

13時00分～17時15分